

表 22

年令階層別外国人	
	外国人
10代	0
20代	1
30代	3
40代	1
50代	0
計	5

表 23

学歴別外国人	
	外国人
中卒	0
高校中退	0
高卒	4
大卒	1
計	5

表 24

外国人子供数	
子供数	世帯数
1人世帯	2
2人世帯	1
3人世帯	1
4人世帯	1
計	5

ヒアリングにより資料作成

障害者で就労できたのは精神障害者(手帳3級)と身体障害者(手帳3級)を持っている2人である。この中で、精神障害者は3カ月で退職したが、身体障害者は正社員として大企業の寮の管理人補助で勤務しており、1年6カ月後に生活保護を「廃止」することができた。一般的には被保護者の大企業への就職は大変困難であるが、企業側にも障害者を採用しなければならない法定の障害者雇用率があり、その障害者枠を使って採用されることとなった。

(3) 保護廃止に至ったケース

就労できた被保護母子世帯の母のうち、9人は生活保護を「廃止」している。年齢別では「20代と30代」が6人、「40代と50代」が3人であった。学歴別の構成を見ると、「高卒」が7人、「中卒と高校中退」が2人である。また、子どもの数は「1人」が5人、「2人」と「3人」が2人ずつである。一見、子どもの数の少ない世帯のほうが自立しやすいようであるが、被保護母子世帯の支援対象者の子ど�数の構成は「1人」が20人、「2人」は6人、「3人」は4人である。サンプル数が少ないので注意が必要であるが、少なくともここでみる限りでは、子ど�数が多いほど自立しにくいとはいえないようである。

就労形態別では保護廃止に至った9人のうち「正社員」が3人、「パートから正社員」へ転換した人が3人、「パートのみ」が3人となり、正社員になれば自立しやすいことがわかる。「パートのみ」の場合は、再婚といった他の理由も合わせての廃止であり、パートの収入だけで自立したわけではなかった。

職種については「製造系」、「事務系」が廃止につながりやすい。

また、就労開始から廃止に至る期間については、「2年以上」が1人、「1年以上」が3人、「6カ月以上」が4人、「6カ月以内」は就労のみではなく他の理由も含まれての廃止であるが1人となっている。「パートから正社員」になった人は、就労当初は仕事をすることに不安を抱いていたが、やがて仕事に慣れ、自分自身の存在価値に気づきはじめるこことによって就労意欲が高まった。このように、時間はかかるが、自立に向けての心構えがゆっくり培われていく場合もある。就労即廃止、ではなく、支援対象者の「経済的自立」が可能かどうか、時間をかけて見守ることは実施機関にとって極めて重要である。

表 25

年齢構成別廃止者	
	廃止者
10代	0
20代	3
30代	3
40代	1
50代	2
合 計	9

表 26

学歴別廃止者	
学歴	廃止者
中卒	1
高校中退	1
高卒	7
大卒	0
合計	9

表 27

子供数別廃止者	
子供数	廃止者
1人	5
2人	2
3人	2
4人	0
合計	9

ヒアリングにより資料作成

表 28 就労形態別廃止者

就労形態	廃止者
正社員	3
パート→正社員	3
パート	3

表 29 就労職種別廃止者

職種	廃止者
事務	4
販売	2
製造	5
労務	1
運転手	1
計	14

ヒアリングにより資料作成

表 30

就労開始から廃止までの就労期間

就労形態	2年以上	1年以上	6ヶ月以上	6ヶ月以内	計
正社員		1	2		3
パート→正社員	1	1		1	3
パート			2	1	3
計	1	2	4	2	9

6. 「児童扶養手当申請母子」と「生活保護受給母子」の就労状況の比較

(1) 就労状況

この節ではA市での調査に基づき、母子世帯の中で児童扶養手当を申請している母子世帯の母と生活保護を受給している母子世帯の母について就労状況を比較する。

母子世帯になってから「0~1年」目の場合、児童扶養手当母子世帯の母の場合は、「正社員・正規社員」の割合が12.7%から19.2%に上昇するが、生活保護を受給している被保護世帯の母の場合は正社員率が25%から0%へ低下してしまう。

鈴木（2008）は《生活保護受給後は初めに半就労、半支援という形をとったとしても勤労控除の問題があり、就労インセンティブが持続しない。結局、病気などのきっかけで就労を終えてしまい全福祉となり、保有している就労能力を十分に活用できない》と述べている。

表 31 A 市の母子世帯の母の就労状況の変化

就労形態	児童扶養手当申請 母子				生活保護受給母子			
	母子家庭0から1年		母子家庭2から3年		母子家庭0から1年		母子家庭2から3年	
	直後 (回答数55)	現在 (回答数73)	直後 (回答数74)	現在 (回答数104)	直後 (回答数4)	現在 (回答数7)	直後 (回答数5)	現在 (回答数5)
正社員・正規社員	12.7	19.2	25.7	37.5	25	0	20	0
パート・アルバイト	70.9	63	62.2	46.2	50	85.7	80	100
嘱託・契約社員等	7.3	8.2	2.7	5.8	0	0	0	0
派遣社員	3.6	9.6	6.8	6.7	0	0	0	0
自営業	3.6	0	1.4	2.9	0	0	0	0
内職	1.8	0	1.4	0	25	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	14.3	0	0
合計	100	100	100	100	100	100	100	100

資料：A 市生活支援課（2008）「生活保護を受給する母子世帯の自立支援プログラム策定のための調査及びその検討結果について」編集：森田明美） 筆者加筆作成

また、「パート・アルバイト」の就労者が占める割合は、児童扶養手当母子世帯の母では70.9%から46.2%に低下するが、被保護母子世帯の母では50%から100%と上昇している。その傾向は母子世帯になって「2~3年」のグループでも変わらない。ここには母子歴3年までのデータしか載せていないが、母子歴7年以上の調査では、「正社員・正規社員」は児童扶養手当母子世帯の母が47.7%と上昇する半面、被保護母子世帯の母は0のままだっている。

なお、A市の自立支援プログラムにより「正社員」（常用雇用）として就職した6人については、被保護母子世帯から児童扶養手当母子世帯に移動している。

直近（2009.12.11）の「生活保護母子世帯調査等の暫定集計調査」（厚生労働省）によると、一般母子世帯では「仕事あり」の世帯が81.4%であるのに対し、被保護母子世帯では42.2%となっている。

前述したように、自立支援プログラムの就労支援で関わった被保護母子世帯の母の場合、「正社員希望」の49人に対し「パート希望」が69人と、「パート希望」が非常に多い特徴を持っていた。就労することができた32人のうち、支援当初から「正社員」や「フルタイム」を希望した人は、4人のみである。

（2）身体・精神健康状況

「生活保護母子世帯調査の暫定集計調査」から、就労している母子世帯の母について、一般母子世帯と被保護母子世帯とを比較すると、被保護母子世帯で29.9%、一般母子世帯の14.7%が健康状態の不良を訴えている（「よくない」と「あまりよくない」の合計）。また、健康状態が「よい」と「まあまあよい」を合計すると一般母子世帯が37.5%であるのに対し、被保護母子世帯は18%となり、就労している被保護母子世帯の母の健康状態が一般母子世帯より悪い状況にあることがうかがえる。

表 32 母子世帯調査による健康状態（就労者）

健康状態	一般母子	被保護母子
よい	20.5	4.5
まあまあよい	17.1	13.5
普通	44.0	52.1
あまりよくない	12.6	29.1
よくない	1.7	0.8
不詳	4.1	0.0
合 計	100	100

資料：厚生労働省（平成 21 年 12 月 11 日）社会・援護局保護課

「生活保護母子世帯等の暫定集計結果」pp6 より 抜粋作成

前述の「生活保護母子世帯調査の暫定集計調査」の調査対象は就労者であったが、A市では就労していない人も対象として児童扶養手当母子世帯と被保護母子世帯とを比較している。

体調は、「よい」と「まあまあよい」を合わせると児童扶養手当母子世帯の母が 72.9%になるのに対し、被保護母子世帯の母は 50%にとどまっている。

一方、精神状態については、「よくない」と「あまりよくない」を合計すると、児童扶養手当母子世帯の母が 44.9%なのに対し、「生活保護受給母子」世帯の母は 73.3%にも達する。

表 33 A 市の母子家庭の健康状態

健康条況	体 調				精 神 状 態			
	児童扶養手当 申請母子		生活保護 受給母子		児童扶養手当 申請母子		生活保護 受給母子	
	%	人	%	人	%	人	%	人
よ い	28.9	157	13.6	9	19.4	105	9.4	6
まあまあよい	44	239	36.4	24	35.7	193	17.2	11
あまりよくない	24.7	134	37.9	25	33.6	182	45.3	29
よくない	2.4	13	12.1	8	11.3	61	28.1	18
合 計	100	543	100	66	100	541	100	64

資料：A 市生活支援課（2008）「生活保護を受給する母子世帯の自立支援プログラム策定のための調査及びその検討結果について」（編集：森田明美） 筆者加筆作成

前掲の「生活保護母子世帯調査の暫定集計調査」の調査だけでなく、A市の調査においても、被保護母子世帯の母の健康状態はよくないという傾向が示されている。

しかし、A市の調査では、被保護母子世帯の母だけでなく、児童扶養手当母子世帯の母の場合も 49.9%が精神状態を「よくない」「あまりよくない」としている。離別・死別のストレス、仕事によるストレス、子供の養育に関するストレス等、母子世帯の母にかかるストレスの大きさを、この数字は示しているといえよう。さらに、A市の調査で通院していない母親に限定してみると、児童扶養手当母子世帯の母のほうが被保護母子世帯の母よりも「体調は悪いが通院していない」とする比率が 3 倍近くも高い。そればかりか、「精神状態は不安定だが通院していない」という比率も 1.5 倍近く高い。この背景には、被保護母子世帯の母は医療費が無料であるので経済的な心配なしに治療が受けられるのに対し、児童扶養手当母子世帯の母は低収入のために医療費を節約せざるを得ないこと、就労しているために医者に診てもらう時間が取りにくいということが考えられる。

表 34 A 市の母子家庭の通院していない母子家庭の状況

通院していない状況	児童扶養手当申請母子		生活保護受給母子	
	%	人	%	人
体調は悪いが通院していない	75.4	101	26.3	10
精神状態は不安定だが通院していない	82.9	184	55.8	24

資料：A 市生活支援課（2008）「生活保護を受給する母子世帯の自立支援プログラム策定のための調査及びその検討結果について」（編集増田明美） 筆者加筆作成

実際、「自立支援プログラム」の支援対象者 32 人の中には、精神障害、また、精神保健福祉士の立場から「抑うつ症状」ではないかと考えられるケースが数人に見受けられた。この中で精神障害者手帳を持っているのは 1 人だけであった。「抑うつ症状」は誰でも起これうるが、2 週間以上持続した場合は医師に相談すべきだといわれている。それからしても、「精神状態は不安定だが通院していない」という人が 82.9%もいる児童扶養手当母子世帯の母には、何らかの施策が必要だと思われる。

A 市の母子世帯における母の健康に対する不安については、児童扶養手当母子世帯の母も、被保護母子世帯の母も、共に母子世帯歴が長くなるほど健康に対する不安度が上昇する傾向にある。

被保護母子世帯の母は、母子世帯になった当初から健康に対する不安を抱えている割合が高い。特に母子歴 7 年以上の者について健康の不安を比較すると、児童扶養手当母子世帯の母は 39.1%、被保護母子世帯の母は 72%となり、倍近くの高さとなる。

2009 年度の厚生労働省「生活保護実態調査暫定報告」によると、現在無職の被保護母子世帯の母の 64.7%が仕事につけない理由として「健康に自信がない」を挙げている。一般

母子世帯の母の場合は37.4%であるから、被保護母子世帯の母のほうが1.7倍も「健康に自信がない」という割合が高いことになる。

表35 A市の母子家庭の母の健康に対する不安

母子歴	児童扶養手当申請母子		母子歴	生活保護受給母子	
	当時	現在		当時	現在
0~1年 (回答数85の%)	17.6	27.1	0~1年 (回答数12の%)	33.3	50
2~3年 (回答数114の%)	20.2	27.2	2~3年 (回答数11の%)	27.3	63.6
4~6年 (回答数144の%)	20.8	37.5	4~6年 (回答数14の%)	28.6	64.3
7年以上 (回答数197の%)	17.6	39.1	7年以上 (回答数21の%)	28	72

資料：A市生活支援課（2008）「生活保護を受給する母子世帯の自立支援プログラム策定のための調査及びその検討結果について」 編集：森田明美） 筆者加筆作成

A市においても、被保護母子世帯の母は、母子世帯になった当初から健康に対して不安を持つ割合が高い。とりわけ、母子歴7年以上の母で健康不安を持つ割合を比較すると、児童扶養手当母子世帯の母が39.1%であるのに対し、被保護母子世帯の母は72%となり、2倍近くになる。児童扶養手当母子世帯の母とは異なり、経済的には最低生活が保障されて医療費が無料であるにもかかわらず、被保護母子世帯の母の健康に対する不安は大きい。

「生活保護実態調査暫定報告」によると、健康状態について「自覚症状がある」割合は一般母子世帯の母が37.1%であるのに対し、被保護母子世帯では72.9%である。最も気になる症状の上位3つは一般母子世帯の母の場合、「肩こり」「腰痛」「頭痛」、被保護母子世帯では「腰痛」「眠れない」「頭痛」となっている。通院をしている場合の最も気になる傷病の種類としては、一般母子世帯が「腰痛症」(9.4%)、「肩こり」(8.1%)、「うつ病やその他の心の病気」(8.1%)であり、被保護母子世帯は「うつ病やその他の心の病気」(30.8%)、「腰痛」(9.8%)、「悪性新生物(がん)」と「骨折以外のやけど・怪我」(6.3%)となっており、「うつ病やその他の心の病気」が飛び抜けて多くなっている。

(3) スティグマ

スティグマは社会学用語である。アーヴィング・ゴッフマン(Erving Goffman)によると、スティグマとは望ましくないとか汚らわしいとして他人の蔑視と不信を受けるような属性、と定義される。スティグマは、もともとはギリシアで奴隸や犯人や謀反人であることを示す焼き印や肉体上の「しるし」のことで、汚れた者・忌むべき者というマイナス・イメージが肉体上に烙印されたものである。のちにカトリック教会では、十字架上で死んだキリストの五つの傷と同じものが聖人=カリスマに顕われるということから、「聖痕」の意味として用いるようにもなった。このような由来を持つため、西欧では日常語として使われている。スティグマとなりうる属性(identity peg)としては、病気・障害・老齢などの

肉体的特徴、精神異常・受刑・麻薬常用・アル中・同性愛・失業・自殺企図・過激な政治運動、などがある。世間の人は、ステイグマのある者を対等に扱わず、差別し、多くは深い考えもなしにその人のライフチャンスをせばめている。

生活保護に関するステイグマ感については、①生活保護を受給している本人、またその子供自身が持っている偏見、差別視②生活保護を受けていること自体についての外部からの非難、偏見、があるように思われる。①をステイグマ感、②をステイグマ観としてみる。

①については、就労支援で関わった支援対象者のうち、ある母親は「子どもには生活保護を受けていることは絶対わからないようにしている」と述べ、別の母親は「娘が生活保護を受けているのをとても嫌がっている」と述べている。また、就労して生活保護を「廃止」したある母親は、「生活保護から脱出できたことをいちばん喜んだのは娘だった」と言っている。ある被保護母子世帯の娘も生活保護を受けていることを「とても恥ずかしがっていた」ということで、高校を卒業すると病院に住み込みで働くこととなり、親から離れている。

母親のほうで「子どもには生活保護を受けていることは絶対わからないようにしている」という世帯であっても、子ども自身は気づいている場合が多い。たとえば、子どもが修学旅行に行く際に担任から「健康保険証を持ってくるように」と言われることがある。被保護世帯には医療券が支給されるので、保険証を持っていくことができない。学校も理解しているので他の生徒にはわからないように配慮はする。しかし、子どものほうは自分の持っていく生活保護の証明書が一般の保険証と異なることに気づいて「引け目」を感じ「恥ずかしかった」という思いをする。このことを親は知らない。就労支援をした被保護世帯の子どものうち、「一番つらかったのは修学旅行の保険証のこと」という子が数人いた。世間に知られないようにと脅えながら生活していなければならぬのでは、心身ともに健康によいわけがない。また、それが原因で人間関係を疎遠にしてしまう人もいる。「生活保護受給者」という「引け目」が自分自身で「脱落者」という烙印を押してしまうことになり、前に向かう「意欲」を萎えさせてしまうということも見受けられた。また、生活保護受給者であった人が、ひとたび生活保護から脱することができるようになると、生活保護受給者に対して見下げるような発言をするようになることもある。

「生活保護」と同じ公的扶助の「児童扶養手当」についてはそのようなステイグマ感は少ない。そして働けば働いただけ自分の収入として生活を潤すことができるという利点がある。

阿部・大石(2005)は「児童扶養手当」と就労の関係について、日本では《福祉と就労が二者択一の代替関係にあるのではなく補完関係にあることを示唆している。(略) 児童扶養手当が就労意欲を阻害しているという仮説は支持されない》と述べている。

前述のA市の調査においても、児童扶養手当母子世帯の母は「パートより正社員へ」という就労意欲は高い傾向がみられる。その半面、被保護母子世帯の母については「パートより正社員へ」という意欲は低い傾向にあった。

②については、「生活保護受給者」に対する外部からのステイグマ観は厳しいものがあるといえる。「働く意欲があまりない」ことへのバッシングである。

まず、公的救済を受けるものは社会の中で劣等な人間として烙印を押されたという歴史的な過去がある。生活保護制度は、第二次大戦後、「救済」から「社会保障」の一環として

スタートしたものである。当初は、戦争によって家が焼かれたり、孤児になったり、傷病者になったりという、切羽詰った人たちのものであった。しかし、半世紀が過ぎ、生活保護制度や生活保護受給者にも変化が出てきた。現行の生活保護制度において、保護に該当する人が保護を受けられない「漏救」や、保護の要件を満たしていない人を保護してしまう「濫救」などという制度上の欠陥が表面化してきた。また、生活保護受給者は生活が逼迫した人がほとんどであるが、中には「働く意欲が少ない」人や、生活保護を受給していくうちに「働く意欲が少なくなってしまった」人が含まれるようになってきた。実際、筆者も、就労支援をしていく中で、そうした人と少なからず向かい合わざるを得なかった。

とりわけ、被保護母子世帯の母は、「稼動年齢」や「稼働能力」を持ち合わせている類型であるためバッシングの対象になりやすい。先に示したとおり、収入の状況だけを見ると、一般母子世帯の中には生活保護の対象になる世帯も少なくない。しかし、そうした人たちも、生活保護受給母子世帯に対するバッシングを見ると、保護を受けることに二の足を踏んでしまう可能性があるよう思われる。

7. 生活保護二世の就労支援と世代間連鎖

今日では、制度上、被保護世帯の子どもも中学を卒業すると高校進学ができることになっている。しかし、進学しなかった子ども、また、高校進学しても中途退学した者や、定時制高校通学者は就労支援の対象となっている。

筆者（松尾）は、生活保護受給世帯の子どものうち、20歳未満の10人の就労支援に関わった。内訳は男子4人、女子が6人である。学歴別では中卒が5人、高校中退が3人、定時制高校が2人であった。そのうちの6人が「母子世帯」、2人が「その他世帯」、2人が「傷病・障害世帯」の子どもたちであった。

年齢的にも若く、一般的には高校生活、大学生活を送っている時期にあるため、仕事に対する考え方があらゆる感覚の子どもが多かった。

先に見たように、被保護母子世帯の母で支援対象者となった者のうち、就労した32人の中には中卒の正社員はいなかったが、2世たちは中卒であるにもかかわらず、一人の少年は建築会社へ就職、もう一人の少年は2年以上かかったが外食産業へ正社員として就労することができた。

しかし、一般に就労意欲は低く、就労してもすぐやめてしまう子どもが多かった。

山野（2008）は、「貧困の文化」論の代表的な研究者であるオスカー・ルイスに触れている。ルイスによれば《貧困の文化の中で育ちあがった人は、自我が弱く、疎外感や絶望感、劣等感を持ちやすい、現在の楽しみのみを志向し、将来に対する備えをしない、衝動性のコントロールに欠ける、権威主義への強い志向、依存性の高さ、怠け癖などの心理的な特徴がある》と、中流家庭にはみられないいくつかの行動パターンやその背景にある価値規範や特徴を見出している。また、ルイスは、貧困の世代間連鎖を考えるにあたっても《ひとたびそれが「貧困の文化」が生み出されると、子供達への影響により世代から世代へと存続してゆくこととなる。スラムの子供たちはたいてい6、7歳になれば、彼らの部分文化「サブ・カルチャー」の基本的な価値と態度がしみこんでおり、その後の一生に起こりうる変転する状況や増大する機会を十分に活用するだけの心理的な柔軟さを失っている》と述べている。（『ラ・ビーダ プエルト・リコの一家族の物語』）

表 36 生活保護受給世帯の子どもたちの就労支援状況

個人 No.	男 女	年 令	類 型	学 歴	形 態	職 種	転 出	廃 止	生保二世の就労状況	家族の状況
41	男	16	母	中卒	正	土建	転出		17年11月就労母親から分離	母親パート就労している
42	女	17	傷	高定	P	製造	転出		17年11月就労2ヵ月後移転	父親の病院の近くに移転
43	女	15	母	高中退	P	製造			17年11月就労1年後退職、6ヵ月後再就職	母親就労している、母外国籍
44	男	18	母	高定	正	販売			就労していたが倒産9ヵ月後再就職	母親うつ病
45	女	15	そ	高中退	P	販売			17年2月から3月まで就労その後は男友達と転々とする	母親刑期を終え同居就労せず
46	男	17	母	中卒	P	販売			19年5月から就労1度転職するも再就労	母親就労するも借金をする
47(姉)	女	16	母	中卒	P	販売		廻	2ヶ月就労するも退職	母元夫(父)と再婚 廃止
48(妹)	女	15	母	高中退	P	販売		廻	2ヶ月就労するも退職	母元夫(父)と再婚 廃止
49	女	17	そ	中卒	P	販売		廻	17年8月より就労、継続している	父母姉妹4人で働き出し廃止
50	男	16	傷	中卒	P	調理			17年18年度は派遣を繰り返す。正社員就労	父親重病、母外国籍

ヒアリングによる (年令 : 支援開始時の年齢)

この「貧困の文化」論のすべての部分が日本の貧困に適用できるかどうかはわからないが、就労支援を通して、このような「貧困の文化」と「貧困の連鎖」の傾向は示されていたように思われる。また、被保護母子世帯の場合、2世たちにとってのロール・モデルを欠いているということも大きいかもしれない。働き手である父を失い、労働にいそしんだり、何かを成し遂げたりするということを学び切れなかった可能性がある。

ハローワークの中卒業生の担当職員が学校に赴き、母子世帯の母と面談を行うと、「ウチは生活保護を受けていて、子供が就労すると生活保護を受けることができなくなるのでパートで就職させたい」といわれることが少なくないという。ルイスの研究の通り、子どもの将来に対する備えよりも、現在のことしか考えられないという傾向が表れている。

道中（2008）の調査によると、生活保護の世代継承について、生活保護受給母子世帯では貧困が世代を超えて受け継がれていく現実があり、親子2代にわたって生活保護を受給している世帯が4割に達するという。

教育の機会均等によって生活保護制度のもとでの高校進学は可能になった。しかし、その制度についていかれない子どもが多くいる。低学歴でスキルや資格を持たないため生活保護を受けざるを得なくなるという、生活保護受給者の「2代目」を増やさない方向をなんとしてでも見出さなければならない。

高校進学について教育の機会均等について述べたが、広井(2001)は、「個人の機会の平等」を搖さぶるものとして「相続」と「遺伝子技術」を挙げている。《「個人」という存在は、この世界に生まれてくるとき、その意思や選択にかかわらず、一方で「相続」というかたちで親から“経済的な資産”を受け継ぎ、他方で遺伝子を通じて“生物学的な資産”を受け継ぐのであり、それは均一なものではないからである。(略)しかし、それが「個人の機会の平等」を脅かすネガティブなものと考えられる場合には何らかの（機会の平等実現のための）対応がとられるべきであり、それは社会保障というものと深くかかわるものであること》と述べている。

8. 被保護母子世帯の抱える問題

この節では、支援対象者へのヒアリングから浮かび上がってきた被保護母子世帯の母の抱える問題点を指摘する。

本人の要因

- ・疎外感、絶望感、不安感、劣等感を持ちやすい
- ・ストレスに弱い
- ・社会性の欠如
- ・コミュニケーション能力の欠如
- ・将来に対する備えを持とうとしない
- ・怠け癖がある
- ・学歴の低さ
- ・積み重ねる努力が苦手
- ・持続力がない
- ・就労意欲が低い
- ・依存性が強い
- ・健康状態が悪い
- ・生活習慣の乱れ

環境の要因

a 家族

- ・子供の健康状態の悪さ
- ・子供の不登校や不就労
- ・親との不仲、信頼関係の薄さ
- ・親に支援が頼めないこと
- ・親への援助が必要なこと（経済支援、病気、介護）

b 企業

- ・非正規雇用が多い
- ・賃金が低い
- ・勤務時間が不定期
- ・休暇が取りにくい

c 地域

- ・近隣関係の希薄化
- ・被保護者に対する蔑視

これらの要因は相互に結びついており、就労に際してはストレスに対する弱さとして現れがちである。このため就労しても離職に結びつきやすい。前述したように被保護母子世帯の母の就労件数 47 に対して 1 年以内で退職してしまった件数が 37 あり、離職率は 78.7% にも上る。離職理由は「上司の意地悪」であったり、「同僚とうまくいかない」であったりと、人間関係に敏感に反応した結果であるところに特色がある。このような経験は

多くの人が1度や2度はもっており、通常は自分で乗り越える努力をするものである。ところが被保護母子世帯の母の場合、人間関係に対する免疫力が弱い傾向が多々みられる。

では、その原因は何であろうか。第1に考えられるのは、ステイグマの問題である。「生活保護」という言葉の中には避けがたく「施し」という意味が含まれてしまう。保護という言葉には、保護する側と保護される側という上下の関係が存在するからである。とりわけ、被保護母子世帯の若い母たちは、「施されている」という意識を持つてしまうため、心理的ステイグマ感から社会との接触を控えたり、生活に対する意欲が失われたりしがちである。第2に、支援を受ける前における就労経験が少なく、自己肯定感を持てないことが多い。第3に、多くが単独母子世帯という事情が考えられる。単独母子世帯が大半を占めるのは、生活保護法の「補足性の原理」により、親族などの援助によって生活費の不足を補うことができない世帯が対象となっているためであるが、相談相手も少ない中で助言も得られず、自分ひとりの考え方で急な結論を出してしまいかがちである。

9. 政策的含意

(1) 自立支援プログラム

A市における自立支援プログラムの実施から得られる政策提言は以下の通りである。

第1に、被保護者本位でプログラムを実施すること、被保護者の自己決定を重視することが重要である。A市における「自立支援プログラム」は、「被保護者に就労させることを焦らない」、「生活保護の廃止を目的としない」、「ケースワーカーと自立支援相談員との連携を密にとる」ことをコンセプトに「被保護者本位」のものとしてスタートできたことに大きな意義がある。

第2に、「三つの自立（①日常生活自立、②社会生活自立、③経済的自立）は相互不可分な関係にあり、就労支援を行うからこそ達成できる日常生活の自立や社会生活の自立がある。生活保護者に対する「自立支援プログラム」においては経済的自立、中でも就労支援が主になっている。そして、就労が、なかなか経済的自立、具体的には生活保護の「廃止」に結び付かないところから、「経済的自立支援から日常生活自立や社会生活自立の支援に移行していくべきではないか」という提言をする論者も現れている。

しかし、これら三つの自立は別々のものであろうか。

例えば、被保護母子世帯の母が就労することになったとする。とりあえず彼女は朝起きなくてはならないであろう。毎日規則正しい生活をしなくてはならず、最初の就労ではそれがつらくて退職をしてしまう人がいるかもしれない。しかし、3ヶ月しか就労できなかつた被保護者が、次には6ヶ月間継続して就労できるようになることもある。「また辞めちゃったのよ」といいながら自分から求職相談に来る人も出てくる。職を得るということに対する問題解決能力が少しづつ備わってくる。

あるいは、朝、3時間の清掃の仕事を始めた男性は、糖尿病の血糖値が下がったと喜んでいる。また、見るからに顔色が悪く、いつも頭をボサボサにしていた女性が、就労したことにより、髪の毛をまとめ、薄く化粧をするように変化していくのである。

このように、被保護者が「就労習慣」を身につけることは日常生活の自立へつながっていく可能性がある。

福島・星加（2008）は《自立支援、就労支援は目標や方法を過たなければ生活保護者が

「働く喜び」や「自分の価値」を見出すことができるようになるプロセスを踏む》と述べている。

被保護者の就労によって市町村の扶助費は僅かではあるが削減され、また、被保護者自身の収入も、就労による勤労控除によって僅かではあるが増える。こうしたことから、「自立支援プログラム」による就労支援は、被保護者を就労させて生活保護を廃止させるのが目的と捉えられやすい。しかし、必ずしもそうとは言えない。

就労支援は、「まず求職活動の準備をすること」、「求職活動をすること」、「職を得ること」、「まず働いてみること」、「働くのを継続すること」という全過程を含むものである。社会との接点の少ない被保護者とては、市役所やハローワークに行くこと、自立相談員との約束を守ること、履歴書を書くことなどといった、すでに就労している人であればなんでもない日常的なことが重荷となる。そうした地点から、就労を目標にすることで少しずつ動きはじめ、変化はじめるのである。就労支援は、「経済的自立」のみを達成するものと捉えるのではなく、その人の能力に応じた支援を行うことによって、「日常生活自立」と「社会生活自立」の実践の場となり得ることは広く認識されるべきであろう。

第3に、ハローワークの支援メニューのあり方を見直す必要がある。 A市の「自立支援プログラム」の就労支援はハローワークとの連携でおこなった。ハローワークには、前述したとおり五種類の支援メニューがあったが、実際に利用したのは「就労ナビゲーター」による支援のみであった。他の四つのメニューは、適さなかつたり、予算上の問題があつたりして、活用できなかつた。

第4に、人生経験の豊富な人材を独立した専門職の自立支援相談員として養成すると同時に、自立支援相談員を確保する財源を国が保障していくことが必要である。 「自立支援プログラム」の支援対象者には、母子世帯の母、高齢者、犯罪経験者（ヤクザ、麻薬常習者）、精神障害者（統合失調症、躁うつ病、人格障害、薬物依存症、てんかん）、身体障害者、発達障害、元ホームレス、引きこもりの青少年……というように多様な人々が含まれる。筆者が自立支援相談員として対応した150人には、ここで列挙したようなバックグラウンドを持つ者がすべて含まれていた。このように多様な支援対象者に対応するためには、支援する側の人材育成が重要である。

一般の生活保護ケースワーカーには経験の少ない若い人が多く、しかも地区内の受け持ち担当ケースを多く抱え、煩雑な事務処理に時間をとられているので、自立支援相談員は専門職として別途、育成することが必要である。特に、40代、50代ぐらいの人生経験を有している人を育てる必要がある。例えば、今回支援した母子世帯の母の年齢構成は30代から40代が多いが、その人たちに20代の若い人が自立支援相談員として対応するのはかなり難しい。地区担当のケースワーカーの場合は、年齢的には若くても保護費を支給するという業務に直接かかわっているところから、被保護者はうわべだけでも逆らわないようにしてしまうとする。しかし、自立支援相談員にはそのような権限がない。それだけに、力量が必要とされるのだ。人生経験が豊富な中高年を活用し、対象者の一人一人に手が届く支援ができる体制を作ることが必要である。

第5に、実際に「自立支援」をした経験を蓄積し、方法論を体系化する必要がある。 たとえば筆者は、対象者と一緒に履歴書を書くという作業が就労支援を行う上で予想以上の意味を持つことを知った。それは何度も繰り返す中で気づいたものであったが、もし、そ

れが予め方法論として体系化されていれば、気が付く前の失敗もなかつたと思える。

(2) 被保護母子世帯の就労支援

第1に、フリードマンの提唱する「負の所得税」などの発想に基づき、就労に対するディスインセンティブを取り除く必要がある。現在の生活保護制度は、就労意欲を阻害しがちであることに加え、被保護母子世帯の世帯形態をゆがめている。たとえばA市の調査によると被保護母子世帯の母が相談相手として挙げるのは「子ども」が最も多い。ところが、その子どもが18歳になり、働き出すと、子どもの収入は最低生活費の中に繰り入れられてしまうため、保護受給額が大幅に減額されてしまう。しかし現代において、年頃の子どもに「稼ぎは全て家計に入れるように」と求めるなど不可能に近い。そのため、子どもは世帯から分離することとなる。被保護母子世帯の母の立場からみれば、ようやく相談相手として頼りになる年頃になったとたん、子どもと生活を別にしなければならないのが生活保護制度なのである。

第2に、スティグマの少ない、より普遍的な制度にする必要がある。日本では生活保護制度が様々な扶助を丸抱えしているのに対し、諸外国では住宅手当、児童手当などスティグマの少ない普遍的な（あるいは支給範囲が広い）制度が補完的に働いている。医療保険証にまつわる子どもの問題を前述したが、日本においても支援の類型を分けたり扶助の内容を分けたりすることが望まれる。広井(2009)は教育、積極的雇用政策、住宅に関する社会保障を「人生前半の社会保障」として強化する必要性があるとしている。生活保護の世代間連鎖を防ぐためには、「事後から事前」へ対策の力点を移行させる必要があるという考え方である。

第3に、長期的な視野で支援を行う必要がある。例えば、筆者が支援して生活保護「廃止」に至った被保護世帯の母9人については、就労してから「廃止」までの期間が「2年以上」の者が1人、「1年以上」が2人、「6カ月以上」が4人、「6カ月以内」は2人である。これは就職してから廃止までの期間であり、それ以前に就労支援をしていた期間をプラスすると、さらに長くなる。つまり、就労支援は、非常に長いスパンで考えなくてはならない。このように長期的に支援を行うことは、被保護母子世帯の母の孤立感を弱め、職場での円滑な人間関係を築く助けにもなる。自立に至った後も、適切なフォローアップを行うことも、より長期にわたる自立を可能とするために必要である。

母子世帯を含め被保護者への就労支援は、即効性に欠け効率が悪い施策と見なされがちである。しかし、ここでひとつの例を考えてみよう。

30歳の母が5歳と3歳の子ども2人を抱えていると想定する。この母子世帯の生活保護費は住居費を加算すると20万円を超える。もしまったく就労しない母が、子どもの成長する15年間に月額20万円を受給しつづけるとすると、受給総額は3,600万円になる。子どもが独立したあとも、母一人の生活保護費は住居費を含めると10万円は超える。単純化のため月額10万円で計算しても、65歳までの20年間で2,000万円、合計で5,600万円になる。しかし、65歳になっても、国民年金は払っていないため年金が出ない。それ以後も同じように全額を生活保護に頼らざるを得ず、例えば80歳まで生きたとすると、さらに1,500万円が必要になる。生涯総受給額は単純計算で7,100万円にも達する。

そこで終わりではない。例えばその子どもが十分な教育機会・就業機会に恵まれないままに早婚で母親となり、離婚したとする。学歴や職業スキルの低さから十分な収入が得られず、生活保護受給者になったと仮定すると、また新たに7,000万円余りが必要になる。そして、その金額以外にも、人生の全期間にわたって医療扶助費が必要になるから、二人合わせた総額では1億5,000万円は軽く超えてしまうことになる。

こうしてみると、被保護母子世帯に対する就労支援は、たとえ即効性がなく、非効率に見えようとも、非常に重要であることがわかる。とくに子どもの教育に投資することは、貧困の世代間連鎖を防止する意味でも大きな社会的利益をもたらす。長期的な観点から、一人一人に丁寧に対応する就労支援を継続することが必要である。

さらに言えば、被保護母子世帯の就労を通じた自立を困難にする要因として、被保護者本人の要因だけでなく、労働市場における女性の就労条件の低さがある。とくに女性が非正規就労者として働く場合、時間給になおして男性一般労働者（正社員）の半分以下の賃金しか得られないことは、一人の収入で子どもを育てる女性にとって大きな障害となっている。労働市場における男女間の賃金格差や正規・非正規労働者の格差は正に向けたセーフティーネット機能の強化、社会保険制度の見直しが求められる。

最後に、本年度の研究は主として就労することができた支援対象者のみを取り扱っており、就労に至らなかったケースや、支援対象者に選定されなかったケースについての分析を行っていない。これらは来年度の研究課題としたい。

参考文献

阿部彩・国枝繁樹・鈴木亘・林正義（2008）『生活保護の経済分析』東京大学出版会 pp185

池田和彦（2009）『公的扶助の基礎理論』ミネルヴァ書房 pp127-8

A 市健康福祉部生活支援課（2008）「生活保護を受給する母子世帯の自立支援プログラム策定のための調査及び其の検討結果について」（森田明美・編）

福島智・星加良司（2006）「<存在の肯定>を支える二つの<基本ニーズ>」—障害の視点で考える現代社会の「不安の」構造— 『思想』2006年3月号 pp120

マジエラー・キルキー（2005）『雇用労働とケアのはざまで』ミネルヴァ書房 pp320

道中隆・杉本正（2007）「生活保護における最低生活費と就労インセンティブ」☆☆☆☆ pp97-104

影山任佐（2002）『心の病と精神医学』ナツメ社 pp107

芝田文夫（2006）「ハローワークとの連携による生活保護受給者の自立支援プログラムの状況と課題」（『年報公共政策学 Vol. 1』）北海道大学公共政策大学院 pp58-59.

芝田文夫「ハローワークの連携による生活保護受給者の自立支援プログラムの状況と課題」

(『年報 公共政策学』) 北海道大学公共政策大学院

林正義 (2008) 「地方財政と生活保護」(阿部彩・国枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済分析』) 東京大学出版会 pp248－256

道中隆 (2006) 「子供格差」(「週刊東洋経済」2006.5.) pp39

阿部彩・大石亜希子(2005)「母子世帯の経済状況と社会保障」『子育て世帯の社会保障』国立社会保障 人口問題研究所・編 pp155－157

アーヴィング・ゴッフマン (1984) 『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「子育て世帯のセーフティーネットに関する総合的研究」

平成21年度研究協力報告書

「子ども大学の実践とその社会的包摂から見た意義」

研究協力者 角田季美枝 千葉大学大学院人文社会科学研究科博士課程

例

研究要旨

本研究の目的は、欧州各地で多数実践されている「子ども大学」の取組みを社会的包摂の観点から政策介入の可能性を考察することである。「子ども大学」に関する先行研究は日本語・英語では少なく、かつ社会的包摂の観点からの研究はないため、今回は、研究の枠組みを模索するべく背景や関連情報を整理することを試みた。研究方法としては、第1回子ども大学国際会議（2009年2月）の参加観察、およびEUの教育政策、子どもの貧困研究やウェルビーイング研究などの関連統計による実践の背景把握である。

ヨーロッパにおける子ども大学の実践は、イギリスでは1980年代半ばから大陸では2000年代初頭から各地で行われており、現在、欧州以外でも実践がひろがっている。欧州子ども大学ネットワークに登録されているプロジェクトの実施地はドイツ語圏が多いこと、EUの政策枠組みとしては教育政策ではなく科学政策に位置づけられていること、対象とする子どもの年齢層は7-12歳がもっとも多いこと、講義やワークショップなどの子どもへの問い合わせは「いかに」ではなく「なぜ」を焦点にしていること、運営主体は特に大学に限定されていないことが共通している。社会的包摂を意識して実施している事例としてウィーン大学子どもオフィスの取組みをみると、大学に子どもを招くのではなく大学が出前講座を公園など公共空間で実施することで、母語がドイツ語でない住民の子どもの参加を増やすことができている。さらに子どもの発達、オーストリアの教育制度、オーストリアの子どものウェルビーイングの研究や実践とつきあわせると、ウィーンでの子ども大学の実践が子どもの貧困解消やウェルビーイング向上の潜在的可能性が示唆された。

今後は子ども大学が社会的包摂に果たす可能性をより確実なものとできるかどうかを研究するために、子どもをとりまく家族の状況やウィーンという都市の特性などより広い視野からの考察を行い、子どもの社会的包摂における大学という主体の政策介入の可能性について考察をつづけていく予定である。

A. 研究目的

7-14歳の子どもを対象に、講義など大学の空間を体験する「子ども大学」が1990年代半ばから欧州各地で始まっているが、日本語による研究は科学コミュニケーション（斎藤・戸田山2007）、大学・地域連携および若者（大学生）のエンパワーメント（田村・吉川2008、田村2010）と少ない。

7-14歳の子どもの教育の主体として考えられてこなかった「大学」が果たす役割や期待、あるいは大学が子どもの教育政策に介入する意義を考えるために、欧州子ども大学ネットワークの実践を考察する。なかでも社会的包摂の観点で実施されている事

を取り上げ、その地域や国の子どもの貧困あるいはウェルビーイングの状況を合わせてみていくことにする。

B. 研究方法

第1回子ども大学国際会議（2009年2月）の参加観察、およびEUの教育政策、子どもの貧困研究やウェルビーイング研究などの関連統計や研究による実践の背景把握を行った。

C. 研究結果及び考察

子ども大学の実践はヨーロッパで始まっている。イギリスでは1990年代半ばから、大陸では2000年代初頭から各地の大学で開催されている。2008年3月から2010年3月までの3年間、各地の実践の情報交換、発展のための課題、ネットワークづくりなどを目的に、欧州委員会の研究総局がプロジェクトに資金を投資した欧州子ども大学ネットワークがつくられている。その底流には「知のヨーロッパ」形成の政策や子どもの貧困解消の政策がある。

欧州子どもネットワークに登録している子ども大学の実践の主要な共通内容は、欧州子ども大学ネットワークのまとめによれば、①大学関係者が必ず関与している、②対象とする子どもは7-14歳、③ねらいは子どもに大学のアカデミックな生活を体験してもらうこと、④プログラムとしてもっとも典型的なのは大学の大講義室で子どもに講義を行うが、ワークショップ、野外活動など多様、⑤子どもへの問い合わせは「なぜ質問」がメイン、⑥基本は子どもだけ（教育方法によっては親が同伴することもあり）、⑦子どもが大学の空間を楽しむ（講義室だけではなく、図書館、学食、生協など学生生活を体験する）の7点である。また、登録されている実践は130弱だが、ほとんどがドイツ語圏での実践である。また、子ども大学の組織者は、多い順に（その他14%を除く）、①学術界65%、②アソシエーションおよびNPO9%、③政府6%、④教育5%、⑤企業および商業1%と、大学が多いが、それ以外の主体も運営している。

社会包摂を課題に挙げて実施している事例としてウィーン子ども大学オフィスの実践報告を紹介した。2003年から実践してい

るが、その参加者層を子ども大学オフィスがまとめたところ、大学に子どもを招いて講義を体験させるなど、大学という空間の経験では参加する子どもの居住地域が偏っている、親の学歴が高く裕福である子どもが多く参加している、母語がドイツ語でない住民の子どもが少ない、などの特徴があった。そこで、低学歴、母語がドイツ語以外の住民の多い地区で、公園などの公共空間を利用した「出前講座」の実践をおこなうためにさまざまな手段で広報に努めたところ、意図どおりの子どもの参加が見られた。

このウィーン子どもオフィスの実践を子どもの発達、オーストリアの教育制度、子どもの貧困やウェルビーイングの研究や実情と合わせて考察した。子どもの発達研究において「学童期」（ドベス）にあたり、環境教育の実践・研究においては「子ども期中期」（ソベル）が、子ども大学がターゲットとする子どもにあたる。大学という場所は彼らにとって比較的身近な地域の中にあるが日常的に足を踏み入れることはない「未知の空間」であり、探険欲を満たす。また、講義や実験などを通して科学的思考のおもしろさにふれる。また、小学校とは違い、初めて出会う「大学の先生」や「大学生」は、自分の可能性を今までにない文脈で考えるきっかけになるかもしれない。このように考えれば、子ども大学は「知の社会の窓」となっているといえる。

オーストリアの教育制度のなかで、子ども大学は義務教育の期間にあたっている。ドイツほどではないが、オーストリアも初等教育の期間にはほぼ将来の就職の方向性が決まってしまうため、子ども大学への参加

は、知の空間としては最上位の空間の経験をすることとなり、子ども自身が「大学への進学」を考えるきっかけになる可能性がある。

オーストリアの子どものウェル・ビーイングは、高所得の世帯が多く子どもの貧困率も低いにもかかわらず、アウトカムとしていつも良い状況とはいえない状況である（OECD2009）。オーストリアの子どものウェルビーイングは総合スコア 13.8 で 18 位で下位に位置する。具体的には、21 か国中、主観的ウェルビーイングが 4 位、マテリアル・ウェルビーイングが 8 位に位置するものの、家族とピアの関係性、ふるまいリスクが 16 位、教育のウェルビーイング 19 位、健康と安全 20 位である（UNICEF2007）。オーストリアの子どもの貧困率は、中位（10%以上 20%以下）に位置され、1996 年 18%（19%）、1997 年 15%（19%）、1998 年 15%（19%）、1999 年 14%（19%）、2000 年 12%（20%）、2001 年 13%（20%）と低くなっている（EU2008、カッコは EU15 か国平均）。子どもの貧困リスクでいえば、域内できまれた子どもの貧困リスクは 12.1%（17.6%）、域外は 34.8%（40.5%）となっている（同上、カッコは EU25 か国平均）。他の国より差が大きいとはいえないが、域外生まれの子どものほうが貧困リスクは高い。これらのデータのなかで、教育のウェルビーイングが低いところから推察すれば、ウィーンでの子ども大学の実践が子どもの貧困解消やウェルビーイングの向上の潜在的可能性があるといえる。

D. 結論

ウィーンでの子ども大学の実践から、子

ども大学という実践が、子どもの貧困やウェルビーイングの向上の潜在的 possibility が示唆された。それは、社会的包摂の政策手法としての可能性があることを意味する。来年度は、子ども大学が社会的包摂に果たす可能性をより確実なものとできるかどうかを研究するために、子どもをとりまく家族の状況やウィーンという都市の特性などより広い視野からの考察を行い、子どもの社会的包摂における大学という主体の政策介入の可能性について考察をつづけていく予定である。

- E. 健康危険情報 なし
- F. 研究発表・学会発表 なし
- G. 知的財産権の出願・登録状況

子ども大学の実践とその社会的包摂から見た意義

角田 季美枝
(千葉大学)

2010年3月

はじめに

環境政策を専攻とする筆者の「子ども大学」、「社会的包摂」との関心の文脈をまず紹介しておきたい。

筆者の環境政策に関する関心は、行政区分ではなく自然のまとまりを配慮する環境マネジメントの推進である。具体的には「流域」に代表される環境の階層性や連続性に配慮して、社会生活を送るようにするには、政府や企業、市民は何をすればいいかということである。その追究の中で子どもの時期の遊びや教育（家庭、学校、地域社会）が環境政策の質に及ぼす影響が大きいのではないかということをうっすらと感じている。直近にまとめた博士論文による自治体職員への質問票調査では、自然のまとまりを配慮する環境マネジメント推進にあたって職員の意識が「エンジン」にならないという結論を得た。そこで長期的には子どもの時期の環境リテラシーの習得が課題としたのだが、子どもが存在する場としての家庭、地域社会、学校での環境リテラシーは構造的に自然のまとまりを理解するようになっていないと思われるため、それ以外の場や主体の関与、家庭、学校、地域社会という場への政策介入が環境リテラシー習得に必要という問題意識がある。

いみじくも近年の日本では PISA などの国際比較調査結果から、小学生の理科や算数の学力低下に大きく警鐘が鳴らされている。初等教育における科学リテラシーの習得がその後の人生の科学リテラシー習得や社会全体の地球環境の認識に決定的な役割を果たすというのであれば、何らかの政策介入は正当化される。

実際にそのような意図すでに政策介入がされている実践例があれば、それはどのような意図でどのような主体が何をしているのか調査し、日本への示唆を導き出すことも有効ではないかと思われる。その例のひとつとして筆者が注目しているのが欧州の子ども大学の実践である。

子ども大学という取り組みについて知った契機は、千葉大学 21COE 「持続可能な福祉社会に向けた公共研究拠点」（2004 年 10 月～2009 年 3 月。研究代表者：広井良典・千葉大学法経学部教授）の期間に、木下勇・千葉大学園芸学部教授の尽力でドイツのミニ・ミュンヘンを実践している NPO 「文化と遊び空間」の代表者を招いたイヴェントを、21COE が協賛したことである。その講演資料集に、その NPO の他の活動としてミュンヘンやチュービングンの子ども大学の活動についても紹介されていたのである。21COE ではこの活動に触発されて、大学の知の次世代への還元、大学と地域の連携という文脈で、2008 年 8 月 1 日に「子ども大学 in 千葉大学」の実践も行った。また、子ども大学が欧州でどのような文脈で展開されているのかに 관심をもった筆者は、広井教授が代表研究者をつとめる文科省科研費補助金の援助を得て、2009 年 2 月にドイツ・チュービングンで開催された第 1 回子ども大学国際会議に出席した。その会議には欧州各地に限定されない実践報告が多数紹介さ

れ、日本で考えていたよりはるかに広い視野で「子ども大学」が実践されていることを知った。子どもと大学という組み合わせの可能性と課題が、国際的に議論されているなかで、日本への示唆、とくに教育政策への示唆はどのようなものかということも考えてみたいと思ったのである。

本プロジェクトは「セーフティネット」がキーワードである。研究代表者である大石先生から、「子ども大学を社会的包摂で考察するように」と課題をいただいたので、本稿ではまず関連情報の整理を試みることとした。

1. 子ども大学に関する先行研究

論文検索エンジンの Scopus および Cinii で「子ども大学」、「children's university」、「Kinder Uni」で検索したかぎりでは、日本語および英語の研究論文はほとんどみあたらなかった（2010年2月17日現在）。研究論文ではないが、学会での報告として、齋藤芳子・戸田山和久（2007）は、チュービンゲン大学およびハイデルベルグ大学の「子ども大学」の参与観察および関係者への聞きとりをまとめている。

また、田村光子・吉川亮（2008）は、先述した2008年8月1日に実践された千葉大学21COEの「子ども大学 in 千葉大学」の実践報告である。この加筆修正稿が田村光子（2010）にまとまっている。

さらに、ウルリヒ・ヤンセン編（2004）は、ドイツ・チュービンゲン大学の2002年の子ども大学の講座記録であり、筆者のヤンセンはチュービンゲンのローカルペーパー「シュヴァーベン・ダークブラット」の記者でチュービンゲン大学に「子ども大学」の実践の呼びかけ人のひとりである。

残念ながら、筆者にはドイツ語力がなく、ドイツ語での文献にはまだあたることができていない。

2. 研究方法および鍵概念の定義

研究方法としては、第1回子ども大学国際会議の参加観察、および関連統計による実践の背景把握である。ただし本稿では関連統計を十分に見つけることがかなわなかつたので、統計からの分析を十分に行えなかつた。

「子ども大学」というアイデアじたい、後述のように実践組織によってさまざまな目的で実践されているという点をふまえれば、政策介入の観点からもいろいろなアプローチができるということを意味している。本稿では「社会的包摂 social inclusion」というキーワードからのアプローチを試みるので、社会的包摂の本稿での定義や位置づけを記しておこう。

社会的包摂 social inclusion の定義だが、社会的包摂を社会的排除 social exclusion の対語として位置づける。すなわち social exclusion が少ない、あるいは問題がない状況を social inclusion とするものである。social exclusion の定義はさまざまにあるが、社会政策のテキストで使用されている以下が欧州では一般的と思われる所以、これに従う。

The process by which people become disconnected from the wider society and the communities they live in because of characteristics they have (low income, age, poor education) or because of